

青森地方最低賃金審議会

青森県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事要旨

令和7年12月16日公開

開催日時	令和7年10月8日（水） 10：00～12：12		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
[議事]			
1 部会長及び部会長代理の選出について	部会長に石岡委員、部会長代理に森宏之委員を選出した。		
2 金額審議	労使協定書の企業内最低賃金額の上限額が93円であることを、労使で確認し、代表者協議を行った。		
(1) 使用者側意見	使用者側は、引上げには根拠が必要であり、事業の継続と雇用維持が可能な金額としたい旨主張し、38円を主張した。		
(2) 労働者側意見	労働者側は、鉄鋼産業は熟練労働者が多いため、それに見合った下限レベルとしたい旨主張し、労使協定書の企業内最低賃金額の上限である93円を主張した。		
3 結論	最終的に、金額は64円(6.12%)引上げて、1,109円とし、発効日は令和7年12月21日とすることで、労使が合意し、全会一致で結審した。		